

## 西知多医療厚生組合公告第2号

ガス需給について、制限付一般競争入札を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び西知多医療厚生組合財務規則（昭和54年西知多厚生組合規則第1号）第3条において準用する東海市契約規則（昭和44年東海市規則第11号。以下「契約規則」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月7日

西知多医療厚生組合管理者 宮 島 壽 男

### 1 制限付一般競争入札に付する事項

#### (1) 調達件名及び数量

公立西知多総合病院で使用するガス

予定使用ガス量 266,655 m<sup>3</sup>

#### (2) 仕様等

仕様書による。

#### (3) 使用期間

令和7年3月の一般ガス導管事業者の定める定例検針日の翌日から令和8年3月の定例検針日まで

また、本件は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。

#### (4) 需要場所

東海市中ノ池三丁目1番地の1 公立西知多総合病院

### 2 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格

制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本公告日において、東海市又は知多市入札参加資格者名簿（令和6・7年度）

「業務：製造・販売」、「営業種目：燃料」のうち「都市ガス」に登録されている

る者であること。

- (3) 東海市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）及び知多市暴力団排除条例（平成23年条例第16号）に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 本公告日から開札日までの期間において、東海市又は知多市において指名の停止を受け、又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (5) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定により経済産業大臣の登録を受けているガス小売事業者であること。

### 3 入札手続き等

- (1) 制限付一般競争入札に参加をしようとする者は、次に定める提出書類に必要事項を記入し、提出期限までに郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、組合から提出書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。持参する場合は、事前に電話で確認後来院すること。

また、提出期限までに提出書類の提出のない者及び入札参加資格のない者、入札参加資格が確認できない者は入札に参加することができない。

#### ア 提出書類

(ア) 入札参加資格等確認申請書（様式第1）

(イ) ガス事業法第3条の規定に基づき、一般ガス事業者としての許可を得ている者、または、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則16条第2項の規定に基づき、ガス小売事業の登録を受けている者であることを証明する書類（写しでも可）

#### イ 提出期限

令和7年1月14日（火）午後5時までとし、郵送の場合は提出期限必着とする。

#### ウ 提出部数

各1部

#### エ 提出先

〒477-8522

愛知県東海市中ノ池三丁目1番地の1

公立西知多総合病院 管理課 施設・用度担当

電話番号 0562-33-5500

オ 入札参加資格の審査結果等

入札参加資格の審査結果については、電子メールで審査結果書を令和7年1月15日（水）までに送付する。

カ 入札参加の辞退

入札参加資格等確認申請書を提出した後に、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第2）を提出すること。

キ その他

提出書類に係る費用は、提出者の負担とし、提出書類は返却しない。

(2) 仕様書等の配布

令和7年1月7日（火）から令和7年1月14日（火）までに、西知多医療厚生組合又は公立西知多総合病院のホームページからダウンロードすること。

(3) 質問及び回答

仕様書等に対する質問がある場合は、次の書類を作成し、提出すること。口頭による質問は受け付けない。

ア 提出期間

令和7年1月15日（水）から令和7年1月17日（金）午後4時まで

イ 提出先

公立西知多総合病院 管理課メールアドレス

kanri@nishichita-hp.aichi.jp

ウ 提出方法

入札参加資格等確認申請書に記載した担当者のEメールアドレスから電子メールを送信し、必ず電話にて提出先にメール着信の確認を行うこと。

エ 提出書類

質問書（様式第3）

なお、ファイルはマイクロソフト社のワード形式で提出すること。

オ 回答方法

質問に対する回答は、令和7年1月20日（月）までに入札参加資格を有する者に対して電子メールにて通知する。

## カ その他

質問がない場合については、提出の必要はないものとする。

### (4) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和7年1月24日（金）午前11時30分

イ 場所 公立西知多総合病院 講堂

## 4 入札の方法

(1) 本入札は、紙入札（様式第4）とする。なお、入札者は、入札書を提出する際、各社において設定する基本料金及び従量料金（従量料金単価に予定ガス使用量を乗じた金額）に基づき算定した入札書内訳書（任意様式）を入札執行者に提出すること。

(2) 入札者は、本公告及び仕様書に基づき算出したガスの供給に係る一切の諸経費を含めた金額を見積もること。

(3) 入札金額は仕様書に提示する予定ガス使用量等に対し算出した各月の単価の年間総価を入札金額とすること。

(4) 年間総価の積算では、次の令和7年1月の単価を用いて、算出すること。

平均原料価格 92,400円/トン（2024年8月～2024年10月）

LNG平均輸入価格 92,100円/トン（2024年8月～2024年10月）

LPG平均輸入価格 90,220円/トン（2024年8月～2024年10月）

※平均原料価格＝LNG平均輸入価格×0.9576＋LPG平均輸入価格×0.0466

（10円未満四捨五入）

(5) 算定における石油石炭税等租税課金は、LNGトンあたり1,860円、LPGトンあたり1,860円とし、ガス料金に含むものとする。

(6) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約書は、入札書内訳書に記載された落札単価（税抜単価）で締結するが、発注単位又は請求単位の総額（税抜単価）にその金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り捨てた金額)を支払うものとする。

(7) 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札は2回を限度とし、「6入札の無効」に該当する入札をした者は、再度入札に参加できない。

(8) 入札は、入札参加者が1者であっても執行するものとする。

## 5 落札者の決定

予定価格の範囲内で入札をした者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

## 6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札

(4) 入札に際して談合等による不正行為があつた入札

(5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札

(6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札

(7) 委任状を持参しない代理人のした入札

(8) 記名及び押印のない入札

(9) 入札書の記載事項が確認できない入札

(10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

(11) 入札金額が0円の入札

(12) 前回の入札における最低価格以上の入札

(13) 入札書内訳書の提出のない入札若しくは入札書内訳書の合計金額と入札書の内訳書金額が異なる入札をした者の入札

(14) 前各号のほか、契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

## 7 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札保証金の納付の免除を受けた者が落札者で、入札参加者が保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結しない場合において、当該落札者の責めに帰す理由により契約を締結できないときは、当該落札者は、違約金として当該入札価格の100分の5の額を組合の発行す

る納付書により納付しなければならない。

## 8 予定価格

予定価格は公表しない。

## 9 低入札価格調査制度

低入札価格調査制度は設けない。

## 10 その他

### (1) 現場説明会

実施しない。

### (2) 契約書の作成の要否

要

### (3) 契約保証金

契約保証金は、西知多医療厚生組合財務規則第3条の規定において準用する東海市契約規則第31条第7号の規定により免除する。

### (4) 支払条件等

この契約における支払回数は12回とし、各月のガス使用量報告書と請求書を翌月始めに速やかに提出すること。支払いは、適法な請求書を受理した日から30日以内とする。

### (5) 担当課及び問い合わせ先

公立西知多総合病院 管理課

電話番号 0562-33-5500

メールアドレス kanri@nishichita-hp.aichi.jp

## 仕 様 書

本仕様書は、調達案件の概要を示すものであり、契約条件については、西知多医療厚生組合財務規則第3条に規定する東海市契約規則(昭和44年(1969年)東海市規則第11号)による。

### 1 概要

- (1) 調達件名 公立西知多総合病院で使用するガス
- (2) 需要場所 東海市中ノ池三丁目1番地の1 公立西知多総合病院
- (3) 業種及び用途 病院

### 2 仕様

- (1) ガス種別 都市ガス(13A)
- (2) 供給熱量 45MJ/m<sup>3</sup>
- (3) 引込圧力 中圧
- (4) 供給圧力 中圧B及び低圧
- (5) 予定ガス使用量等

別紙1のとおり

予定ガス使用量：266,655m<sup>3</sup>

※予定ガス使用量は、予定数量であり、実際の取引においては、検針による。

#### (6) 使用期間

令和7年(2025年)3月の一般ガス導管事業者の定める定例検針日の翌日から令和8年(2026年)3月の定例検針日まで

また、本件は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とし、翌年度以降において支出予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除する。

#### (7) 計量器

No.	メーター		引込圧力	供給方式	最大使用量 判定方法	主な 使用機器	備考
	型 号	番 号					
M1	PB 20	182	中圧B	中圧B	負荷計測器	小型貫流蒸気ボイラー×3 吸収式冷温水発生機×2	
M2	PB 20	183	中圧B	中圧B	負荷計測器		
M3	ND 25	1800	中圧B	低圧	負荷計測器	厨房機器	PA-13A接続口あり

※財産については、東海市を供給区域とする一般ガス導管事業者のものである。

(8) 需給地点

東海市を供給区域とする一般ガス導管事業者が設置したガス供給設備の最終フレンジの接続点。

(9) 供給期間中のガスの契約に影響するようなガス設備の変更予定なし

(10) ガス料金の算定方法

ア ガス料金は、1月（前月の検針日かの翌日から当月検針日までの期間をいう）の使用量により算定するものとする。

イ ガス料金は、基本料金及び従量料金（従量料金単価（原料費調整制度で算定した額を合算）にガス使用量を乗じた金額）を合算した額とする。

ウ ガス料金の算定に係る端数調整は次のとおりとする

(ア) ガス使用量の単位は、立方メートルとし、その端数は小数点以下第1位の端数を切り捨てる。

(イ) ガス料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(11) ガス料金の支払条件等

この契約における支払回数は12回とし、各月のガス使用量報告書と請求書を翌月始めに速やかに提出すること。支払いは、適法な請求書を受理した日から30日以内とする。

### 3 保安

(1) ガス供給事業者の保安責任

ガス供給事業者及び一般ガス導管事業者は、ガス事業法及びその他関係法令等の定めるところにより、ガス工作物について検査及び緊急時（災害時含む）の応急の処置等の保安責任を負うものとし、組合に対して必要な助言を適宜実施すること。なお、保安責任分界点は、ガス工作物末端バルブとする。

(2) 緊急時（災害時含む）の対応・保安体制

ア 24時間稼働施設を考慮し、保安確保のための出動拠点を整備するとともに各拠点に緊急要員を配置して緊急時等に速やかに対応できるよう備えること。

イ 緊急時においては、最寄りの拠点より速やかに出動し、保安の確保及び都市ガス供給の復旧を行うこと。

ウ 移動式ガス発生装置等による臨時供給が出来る体制を整えること。

### (3) ガス供給中止等の条件

ガス供給事業者及び一般ガス導管事業者は、ガスの安定供給を図るため最大限の努力を行うこと。ただし、一般ガス導管事業者のガス供給設備に故障が生じ、又は生じるおそれがある場合等、保安上やむを得ない場合においては、組合の承認を得た上で、ガスの供給を中止、又はガスの使用の制限を行うことができる。なお、事故等の緊急事態においてはこの限りではないが、速やかに通知すること。

## 4 計量

(1) ガス使用量の計量は、毎月1回一般ガス導管事業者が定める検針日に一般ガス導管事業者が設置した計量器により検針を行うものとする。

(2) 時間最大使用量は、原則として負荷計測器により算定するものとし、ガス使用量の計量時に一般ガス導管事業者が検読をおこなうものとする。時間最大使用量の単位は、1立方メートル時(m<sup>3</sup>/h)とし、その端数は読まないものとする。負荷計測器本体は、ガス供給事業者の負担で一般ガス導管事業者の指定する機器を使用するものとし、取付関係工事費は、ガス供給事業者の負担とする。

## 5 その他

(1) 最大時間ガス使用量等の精算金については、ガス供給事業者の要綱に基づき、協議し定めるものとする。

(2) この仕様書に定めのない事項については、協議を行うこと。

予定ガス使用量等

別紙1

契約期間予定ガス使用量	266,655	m <sup>3</sup>
最大時間予定ガス使用量 (1時間あたりの最大使用量)	230	m <sup>3</sup> /h
年間最低予定ガス引取量	186,658	m <sup>3</sup>

	予定ガス 使用量 (m <sup>3</sup> )
4月	19,621
5月	22,920
6月	19,374
7月	28,820
8月	33,571
9月	14,042
10月	17,414
11月	20,284
12月	21,799
1月	26,388
2月	21,076
3月	21,346
合計	266,655